

## 西鶴『万の文反古』考

相続制度からの読みをめくって

森 田 雅 也

### 一、はじめに

西鶴の『万の文反古』(元禄九(一六九六)年刊)を語るとき、遺稿集という性格上から、その成立の問題に終始せざるを得ないのは当然のことであろう。谷脇理史氏<sup>①</sup>のA系列とB系列の問題は、その形式的な問題から内容面で展開し、A系列の八章とB系列の九章に徴表の差異が存することを明らかにされた。また、その後も内容面において、着想、方法の問題があることは谷脇氏を含めた諸氏によって説明されつつある。

もちろん、それ以前の問題としてのテキストの問題がある。つまり、元禄九年版と正徳二年版の存在<sup>②</sup>や四巻本成立説<sup>③</sup>などである。先人のご研究が多くの成果を出しておられることは言うまでもなく、ここにその一々を掲げることは控えるが、『万の文反古』はある意味で、数多い西鶴研究の中で最も内容の検証が行われた作品と言えるかも知れない。

しかし、それは書簡体短編小説としての個々の話の集合体の分析であって、西鶴文芸の展開における『万の文反古』の位置づけとしては、まだまだ取り組むべき課題を有していると考ええる。

そこで着目すべきは、『万の文反古』が、書簡体短編小説という特徴を有しているということである。ここで「着目」とすると、何を今さらさんざん言い古された発想をということになるであろうが、少なくとも原点に戻り、再考すべき価値はある。

かつて、戦前の文学界において、圧倒的な量と質をもった西欧小説が席卷する中、彼れの優劣論がおこったとき、注目されたのは『万の文反古』であった。

それは、当時西欧小説の嚆矢と目されていたのは、イギリスのS・リチャードソン作『パミラ』(一七四〇)であったが、それより早い時期に西鶴の『万の文反古』が刊行されていたところにあつたと言えよう。

いろいろな形で戦前の研究者、文豪が西鶴を賞すること、『万の文反古』となれば、そこには世界文学における書簡体小説の系譜の嚆矢(今となつてはあまりに杜撰な位置づけであるが)として筆圧が加わつたのである。我々が思いつくまでも、ドイツのゲーテの『若きウェルターの悩み』(一七七四)、フランスのラクロの『危険な関係』(一七八二)、ロシアのドストエフスキー『貧しき人々』(一八四六)等々があげられるし、日本古典文学における書簡体小説となれば枚挙にいとまがない。いわば綺羅星のごとき系譜なのである。

この書簡体という方法の特徴は、一人称で相手に語りかけるところにある。その面白さに着目したのが右の大文豪たちなのである。

西鶴もその一人であつたはずである。しかし、西鶴の『万の文反古』での特性は、書簡体という方法の場合に放棄される第三者としての見解を独自の方法で補つたところにあるといえよう。

それは、先述したA系列とB系列に分ける際の一つの拠りどころとなつた、章末の一文の存在である。おのおの、A系列が、「此文を考<sup>かんが</sup>見るに」、B系列は、「此文の子細を考見るに」という評文を用いている点である。

つまり、西鶴は第一人称で作品を形象しながら、同時に第三者の視点を忘れていないのである。『万の文反古』は

その意味で特殊な書簡体小説であるといえようし、すぐれた手法を有した作品ともいえよう。

そのすぐれた『万の文反古』の書簡体という方法について、初期の目的に立ち戻れば、それは、書簡の送り手から、書簡を宛てた人へのダイレクトメッセージなのである。

『万の文反古』の一章の分量は、他の西鶴作品の一章に比して、長いと言えよう。そのためか、章の数は十七話しかない。

しかし、各章には敵討ち、男色、太夫からの艶書、致富成功譚、金の無心、奇談、幽霊話等幅広いテーマを持った書簡が登場し、いわゆる、好色物、武家物、町人物、雑話物のジャンルにこだわらない、ある意味、西鶴の集大成的な独自の世界が形成されている。これも『万の文反古』のすぐれている要因の一つに加えることができるであろう。

西鶴の遺稿集に西鶴らしさに欠ける文章や編集の杜撰さが指摘される中で、統一された形成方法で創作された『万の文反古』は西鶴の創作視点を探究するにふさわしい作品の一つであるということができようであろう。

そこで、本研究においては、その創作視点探究の端緒を、商人の「相続」に求め、それを視座として、『万の文反古』における商人の世界を分析していくものである。

## 二、 卷三の二「明て驚く書置箱」における相続制度の意味

『万の文反古』卷三の二「明て驚く書置箱」には、商家の遺言書による内輪揉めが描かれている。手紙の差出人は甚太兵衛、宛てたのは、兄甚六郎の親類甚太夫であった。内容は、兄甚六郎の訃報と彼の遺言書による事件の顛末である。「書置」とは、遺書であり、当時の商家における遺書と遺書に基づく相続については、西鶴の『本朝桜陰比事』を例として、すでに別稿で考察した<sup>4)</sup>が、「書置」が商家の相続に果たす役割は厳格である。

甚太兵衛によれば、兄甚六郎は臨終まで気持ち確かまで自筆で遺言状を書いたほどであった。正式な手続きを経て、遺言状に基づき、まことに行き届いた遺産分配が行われたが、その中に後家への遺産分配のことが書いてなかった。それどころか別紙には、遺産分けをせず、早く実家に返し、再嫁させよとあった。いくら父の遺言書にあるからと言っても、惣領の甚太郎はこれだけは聞くことが出来ないと申し立てたが、後家も家を出たいと言うので、親類たちも手元にあつた銀五貫目だけを持たせて、諸道具とともに親里に帰らせた。その後で、銀箱のありかを探したがわからず、古風な長櫃の中から手形箱が出てきた。あけて見ると、遺産分けした人たちの名札がそれぞれつけてあつた。多額な額であるが、遺産は金ではなく、大名貸した大金の証文として譲り渡されていたのである。証文ではすぐに金にもならないし、回収できるとは限らないので一同驚くばかりであつた。

つまり、この家の内証は、現金としては後家に与えた銀五貫目だけが残されていたのであつて、惣領は小遣いもなく、家業の酒造りにも、その資本もないという有様であつた。甚太兵衛自身も金を立て替えてやっている状態で、甚太夫にも遺産分けの銀五十貫目の証文だけを送らせていただいたといつのである。

一方、後家の方は夫の一回忌どころか百か日もたたないのに、近々再婚の相手を決めて結納を贈るといふ話である。憎々しいやつと思つていると、この後家は自分の道具として残していた雑長持を取りに使いの者をよこしてきた。ところがこれが重くてなかなか動かない。中をあらためてみると、約八百貫文ぐらいもの銭が入つていた。この後家が長い年月、昼夜なしにばら銭をここに溜め込んだものだという事になつた。という文面である。

#### 評文が

此文を考見るに、大名借の手形を処務分したるを、同じもらひ物ならば当銀とおもふ心と、女房つねづねの欲心あらはるる事と見へたり。

とするように、この話の眼目は、遺産分けが現金ではなく、大名貸しの証文で行われた愚行と後家の欲心の二つとし

て読むのが妥当であろう。

後家は、本文では明確にはされていないものの、家の内証が手詰まりなのをよく知っていたのであろう。その上の保身と考えられる。まさに「世の人心」。西鶴の得意とする世態人情話の一つと言えよう。

大名貸しの証文については、大名貸し自体が危うい商いであったことは衆知のことであつたといえよう。幕末、特に後の倒幕雄藩に多くみられた、藩政改革の名のもとに貸し金が「徳政令」のごとく踏み倒されたり、無期に近い返済期間を突きつけられた事実があるが、すでに藩政の行き詰まりは元禄期でもあつた。西鶴作品でも『世間胸算用』巻二の「銀言刃の講中」の中で、大坂の大金持ちたちが「大黒講」という研究会を作り、諸国の大名衆への御用金の貸し入れの内談をしたというのは、この背景によるものである。

つまりは、兄甚六郎の商人としての失敗は大名貸しを行ったところにあるのであるが、それは強調されていない。逆に大名貸しが危ういなどと直接的に書けば、憚られることは多かつたはずである。それは出版統制令との関係をあげなくても、お上を憚る当時の階級意識からは当然であつたであらう。その意味では、むしろ右の『世間胸算用』の記述の方が冒険であり、大胆なものであつたといえる。

ところで、弟甚太兵衛にしてみれば、別所帯とはいえ、兄の家が苦境に陥るといのは本家の没落を意味し、それは残念であり、歯がゆくもあつたはずである。その経緯を

甚六郎事、兼て御存知の通り、すこしも浮たる事はいたさぬ人にて御座候が、京の銀借ども大分限罷成候をうらやましがり、あたらし銀を捨られし同前に御座候。(波線部は森田)

として、兄が京の金貸し屋にねたまれたために騙されて、大名貸しに手を出したとしている。さらに

我々が親道齋藤申置れしは、「町人家質の他、金銀借し申事無用。其上有銀三ヶ一出し申べし。皆皆は慥成事にもかさぬ物」と、くれぐれいひわたされしに、我物時の用に立ざる事にて、道齋の御事おもひ出し候。(波線

は共に森田)

とあり、兄甚六郎が失敗したのは、自分たちの親である道齋が遺言した現金の三分の一を越えた貸し付けをしたためであるとして、父道齋の「申置」の不履行をここにおいて引つ張り出しているのに気づく。

これを書簡という機能の中で考えたとき、書簡を書いているのは父道齋の薫陶を兄とともに受けた弟であり、宛てたのは、そのような父道齋と二人の兄弟の人間模様を知る親類の一人なのである。書簡を送った動機は単なる訃報だけではない。

「大分限」になったのは兄の代にしても、その基盤は道齋の代にあつたであらう。その財を相続しながら、家を守れなかった責任は兄にある。さらに兄が不誠実な妻をもちつたために、その女のいいようにされ、相続した惣領は、この酒造りの家の使用人を養い、家業を続けていくことすら、困難な状況にある。

この書簡は、そのような相続の重なる失敗に憤った書簡なのである。書簡の最後に

年内に御上り待申候。万々語り申度候。此御報相待候。

とくどくどしく、会う機会を持つとするのも、単に嫁の悪口や本家の立ちゆく工夫を話し合うだけではなく、誤った相続に対する憤りを訴えることが目的にあるはずである。商家において、相続の選択を間違つた悲劇は、当事者たちにとっては、外部にも言えず、結局、内情を知る人へ憤りをぶつけるしかない。それが書簡という手段を選ぶとより明確になるのである。『万の文反古』では、これとよく似た書簡が次にもある。

### 三、 卷一の二「栄花の引込所」における相続制度の意味

『万の文反古』卷一の二「栄花の引込所」には、商家を相続した若旦那の放蕩をやめさせようとして、手代九人が

連判状を持って、親類の隠居にお願いする書簡が書かれている。手紙の差出人は、呉服屋の手代九人。宛てたのは、隠居した親類のご出家である。内容は、若旦那の放蕩三昧への意見と一時的な営業権の譲渡である。

若旦那重九郎の放蕩にかかる費用はすさまじいものである。

亡くなった旦那様の遺言により、一年中の小遣いとして、手代たちから年頭に三十両渡しているが、母親は若旦那が望む小袖をいくらでも仕立ててあげている。そのうえ母親は、毎月晦日に百両の小遣いを与えている。

いつの間にか、借金も作っており、これが四千五百両にも及んでいる。借金が多くなって、最近では貸してくれないので、呉服屋仲間の競り売りの品を高くで買って、その勘定は店につけておき、品物売って小遣いを稼いでいる。その勘定は千三、四百両にもなっている。そこで手代たちが仲間に頼んで、品物を若旦那に売らないようにさせると、お得意先の掛け売りの代金を集めて、これも二千両あまり使ってしまった。この六年間で九千両ほどのお金を放蕩に捨ててしまったのである。

これでは、いくら店の者たちが稼いでも追いつかない。

そこで、手代たちは辞職覚悟で、三年の間、若旦那の一時的な隠居を願ってみると言うのである。その返事を聞くのが親類の隠居であるが、条件は以下である。

場所は若旦那に好きなところを選んでもらう。そこに広い座敷を新築し、米、油、味噌、薪、四季の小袖代も差し上げる。年中の小遣いは二百四十両をお渡しする。京都から給金百両のお妾を二人抱え、お妾つきの若い腰元三人、仲居、茶の間女、お裁縫女、下女二人、小姓二人、小坊主一人、按摩師、歌唄い、料理人、籠籠かき二人、草履取り二人、手代をつけるので気ままに暮らしてくれればよい。三年たてば、もともとおり「遊女ぐるひ」をしてもらってよい、というものである。評文は

此文を考見るに、若代の人色このみ過、身体のさはりと成を、手代どもまことある相談して、親類法師をたの

み、異見すると見えたり。世には身をしらぬ奢りもの有。天のとがめも、町人の分としてよい程あり。此書付の栄花にては、夷が嶋にても住べし。

となつてゐる。これは書簡に示す、手代たちが放蕩息子を一時的に隠居させ、店をたてなおす計画の中での彼の隠居生活に関する条件提示が、「町人の分」を超えた贅沢なものであることを批判しているのである。この章の眼目ははからずも、この評文に集約されているといえよう。

しかし、ここで注視したいのは、手代と隠居の関係である。

重九郎様御事、何とももてあまし、御異見申種もつき果て、手代中間九人、御居所のごふくだなあづかり申候者ども、おそれながら愚札をもつて所存の通り申上候。

右の文面にあるように、手代は、若旦那重九郎の放蕩を諫めてもらうべき隠居に「御居所のごふくだなあづかり申候者」とわざわざ名乗っているのである。

仮に隠居した主人と手代の関係であれば、「手代某」と名乗るであらうし、旧知の仲の場合でもそうであらう。丁重というよりよそよそしさを感じるのである。つまり、あまり直接的な雇用関係があつたと思えないのが手代と隠居の関係なのである。

また、手代は若旦那の放蕩を諫めて欲しいという箇所では、

……「こころざしのなをり申候やうに、御しめしくだされ候は、皆々あり難くそんじたまつり候。ひとつは御慈悲にも成申候御事、ほかより其身のお為に成申候御事、ほかより其身のお為に成事申せば、はや其人は出入なく、いよいよ我ままさかんに罷成候。

と書かれている。後半は、若旦那に放蕩三昧について意見すると出入り差し止めになるので、隠居以外は余人をもつて代え難しという文面である。しかし、前半の文面からすれば、隠居が若旦那に意見することは、隠居にとつては、



出家した身の上での善根となり良いことである、他の者にとっては、若旦那のわがままの増長を押さえることができ、良いことになる、となっているのである。

このような書き方は、若旦那に意見すべきは隠居しかないと、商人らしく、利を用いてお願いしているようであるが、手代の丁重な文面にあつては、半ば強迫に近いような文面として伝わってくる。

それでは、この手代の迫力を込めた隠居への若旦那への意見の要請はどこから生じているのであろうか。

それはやはり、手代や「家」を守るうとする人々の憤りである。書面に

毎年千両づつはたしかに相のび申候身体を、わけもなくつぶし申候事、手代ども口惜しく存候。

と感情を吐露するのも商人として、商売で成功しながら、店を失う屈辱への怒りに他ならないと言える。

そして、その憤りとは、この若旦那にこの「家」を相続させた人々への怒りから発しているともいえる。そして、その人々とは、この「家」の親類縁者であり、おそらくは、その長が隠居ではなかつたかと推論するのである。

さらに言えば、この相続の失敗責任をとるべき人物の一人が隠居ではなかつたかと考えられるのである。

その仮説の上では、前節で取り上げた巻三の二「明で驚く書置箱」も同様である。こちらの場合も誤つた相続が行われたことへの憤りの文面があつたが、宛てられた兄甚六郎の親類甚太夫の場合も、遺産が一部譲られていることから、親類縁者の有力な人物と考えられ、この相続の失敗責任をとるべき人物の一人であつた可能性は強いといえる。

では、その失敗した相続の責任をとるべき人々とは、商家のグループシステムの中では、どのような立場にあつたのか、以下考察したい。

## 四、相続の失敗責任を取る人々

商家の相続の例として、少し時代が下るが三井家の資料がある。西鶴の『日本永代蔵』巻一の四「昔は掛算今は当座銀」のモデルとされる、三井越後屋の開祖三井八郎右衛門高平（宗竺）が享保七年、古稀を迎え、家法を定めた。いわゆる「宗竺遺書」と呼ばれたものである。林玲子氏<sup>5)</sup>は、この資料から三井家で定められた「親分」について、本家は、惣領家を含む高利（高平の父）の男子六人の者を初代とする六軒、連家は孝賢・高古（ともに高平の伯父の子）・孝俊（高平の次男）を初代とする三軒で、のちに連家は二軒増やした。親分は三井同苗全体の総親分であり、当時高平がこの地位にあったが、その後は高治・高伴（ともに高平の弟）・高房（高平の長男）の順にこれを継ぐこと、高房の死後、息子が幼年であったなら、本家六軒のうち年長の者が二人ずつ親分になることとされ、惣領家の者が若くとも器量のある者であれば、親分を譲り、それまでの親分は後見をするように定めた。

とまとめられている。これは商家のグループシステムを示すもので興味深い。

前節で述べた巻一の二の場合、三井家ほどではないにしても、

さてさて親旦那のよろしく御しこなしなされ、只今で三十四人緩々と暮らし、毎年千両づつはたしかに相のび申候身体……（後略）。

という大店としている。使用人「三十四人」に書簡の連名の手代九名が入るのか否かわからないが、年商千両の呉服屋なのである。年商ほぼ十億円ともいえようか。ちなみに『日本永代蔵』の三井家は、利発な手代が「四十余人」おり、「毎日金子百五十両づつならしに商売しけるとなり」という繁盛ぶりなので、比ぶるべき規模ではないかも知れ

ない。

しかし、ここで問題なのは、そのような大きな商家では一族運営がなされ、本家を出てもグループの一つとして、その結末に加わっていたということである。さらにまた、本家の相続とは別に、グループの「親分」という存在があつて、そのグループの元締めを行っていたということである。

三井家のルールがすべての商家に存在したとは言い難いが、ここでその制度を巻一の二の商家にあてはめれば、「親類法師」は本家の旦那が亡くなったあとのグループの「親分」、もしくは「親分」になるべき人物ではなかつたと考えられる。

グループの「親分」ではあるものの、本家を離れて一家を構えていたと考えれば、前述したような「あまり直接的な雇用関係があつたと思えない」、「よそよそしい」隠居と手代たちの関係にも首肯できる。

さらに推論すれば、隠居した理由である。若旦那への意見を依頼するにあたって、

御出家あそばされ、然も御当地の御見舞申人さへ嫌はせられ、鎌倉へ御引込なされ、世の事には御かまいあそばさぬ御事、いづれもぞんじながら、かやうの段々申上候は、よくよくの事とおぼしめされ、……。

と書面でことわっている。これは一家の人々が、隠居がこのようなことに巻き込まれるのが嫌で出家したことを熟知していたためと考えられる。

そのように考えれば、隠居は自らグループの「親分」の地位を捨てたのであろう。逆に言えば、出家さえしていなければ、今でも「親分」の地位にある人ではなからうか。

それでこそ、若旦那に臆することなく意見ができるし、一時的な隠居も迫れる立場なのである。おそらく、隠居はこの若旦那に相続させたことによって、本来後見しなければならぬ人であろう。つまり、相続の責任を取る人なのである。手代たちの憤りの書簡を受けてしかるべき人物なのである。

このように相続制度を中心に読みをすすめていくと、相続に関係しない手代が憤りとはいえ、グループの「親分」に意見具申するのが非現実的に思えてくる。

しかし、それも三井両替店の場合、中堅手代がいろいろと経営に関し、上層部に意見具申した資料が、五十川市兵衛、加藤宗次郎等、実名の手代名とともに残っている<sup>⑥</sup>。むしろ、経営の最前線は手代であり、巻一の二のように手代連名の書簡で正式に、「親分」などの主人、旧主人筋に意見具申することは現実的ではなかったかと考えている。さて、巻三の二の場合はどうであろうか。宛名の甚太夫について、

此甚太夫爰元に居申され候ものならば、内証の談合相手に成申候人を、遠国松前までの旅商ひ、一門皆々ふがひなきしかたと、くれぐれ是を悔み申され候。

と記すように、甚太夫を松前まで旅商ひに出したのは「一門」であるというのである。

先にあげた三井の「親分」制度からすれば、父道齋亡き後、「一門」の誰かが「親分」になり、兄甚六郎に家督を相続させたわけである。

結果論とはいふものの兄甚六郎は最高の相続者ではなかった。書面にある、

我物大分ありながら、皆々借申され、紙に書たるもの、今といふ役に立ず、子どもの難義仕申候やうに、兄者人不覚悟いたし置れ候。

という箇所は、立派な「家」を相続しておきながら、次に相続する者にきつちりと「家」を相続させてやれなかった兄の過ちを批判したものであるが、さらに嫁の不徳まで加わると語気はきつくなってくる。

かやうに甚六郎大やう成ゆへに、万事勝手あしく罷成候。

と、もはや「兄者」ではなく、「甚六郎」と呼び捨てるところに、その本家の相続人としてのふがいなさへの怒りにじみ出ている。

この兄に相続させた「親分」はまた、甚太夫の処遇も決めたのである。元々、先に抜き出したように、甚太夫は甚六郎にとって、欠かせない経営パートナーであつたのである。にもかかわらず、「親分」は、甚太夫を松前まで旅商に出してしまつたのである。「親分」に疎外された甚太夫。なぜであらうか。

そのように考えれば、兄甚六郎と相続時のライバルであつた可能性も出てくる。単なる親類というより、父道齋の庶子あるいは、異母弟のような相続順位の高い者であつたのかも知れない。三井の相続順位の場合も、必ずしも惣領直系ではないことを考えれば、弟である甚太兵衛も含め、相続時のライバル同士であつたはずである。

いずれにしても、この相続を決定した「親分」は、失敗責任を取るべきであるが、この世にはいない。その人物を知る者は相続から外された甚太夫と甚太兵衛だけなのである。

しかし、相続した後は、兄甚六郎が「親分」になつたのであらう。遺産譲渡に親戚・一門を含んでいるのもそのためであらう。

そうすれば、「親分」である兄甚六郎が、本家を物領に相続させたのであるから、その意志決定には従わざるを得ない。しかし、本家が滅びることがないようにするのが、一家の結束である。甚太夫と甚太兵衛は微妙な立場になつたといえよう。それが前述した二人の会合での相談事となるはずである。

もっとも、巻三の二の場合、巻一の二の商家が「九千両」を放蕩に費やしても破産していないことを考えれば、商家としては規模が小さく、三井の制度はあてはまらないかも知れない。しかし、当時の商家では、大なり小なりこのような相続制度を規定していたのではあるまいか。それをもとにしていなければ、当時の読者の期待は満足を得られないであらう。

西鶴がこの商人の相続制度の現実を押さえた上で、人物設定しているとすれば、以上のような読みが得られるのである。

当時の中堅商家の相続制度の解明、『万の文反古』における書簡の機能をここで取り上げた二章以外でも検証することが残ったことを記して、結びに代えたい。

注

- (1) 『万の文反古』の二系列』『国文学研究』第二十九集 一九六四年
- (2) 岡本勝氏『万の文反古』解題』(勉誠社)一九七四年刊
- (3) 信多純一氏『万の文反古』切継考』『西鶴論叢』(中央公論社)一九七五年刊所収
- (4) 拙稿『銀遣へとは各別の書置』考 相続制度からの読みをめぐって』『日本文学』第五十二卷第一号 二〇〇三年
- (5) 『第三章 三井両替店の展開 一 享保 宝暦期の両替店経営』『江戸・上方の大店と町家女性』(吉川弘文館)二〇〇一年刊
- (6) 注(5)に同じ。

なお、本稿では対訳西鶴全集『西鶴置土産・萬の文反古』(明治書院)を底本に用い、旧字を適宜改訂した。

文学部教授